

## 補助金調書

補助金名	エコ発する事業補助金			担当課 (連絡先)	環境局環境政策部環境政策課 (TEL092-733-5381)
交付先	団体	【団体名・種別等】 市民団体・NPO法人等		区分	その他の補助金
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期	(1)ビギナーコース 4月～7月 (2)ステップアップコース 4月上旬～4月中旬 (3)U-30コース 4月～7月 ※要綱では定めていない		
(公募の場合) 応募要件	【対象団体】 5人以上で組織され、福岡市内で活動している市民団体・NPO法人 【対象事業】 ごみ減量・リサイクル、環境学習・啓発、環境保全、環境美化など 【団体要件】 (1)ビギナーコース 環境活動の経験が3年以下 (2)ステップアップコース 環境活動の経験が概ね4年以上 (3)U-30コース 構成員の4分の3以上が30歳以下				
(非公募の場合) 非公募の理由					
補助開始年度	平成17	年度	経過年数	13	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	<p>&lt;目的&gt; 市民団体が自ら、発意・企画し、自主的に取り組む環境保全活動に対し補助金を交付することにより、福岡式循環型社会の構築をはじめとする環境の保全及び創造を推進することを目的とする。</p> <p>&lt;補助対象事業&gt; ごみ減量・リサイクル／環境学習・啓発／環境保全／環境美化</p>				
補助金の終期	平成32	年度	延長回数	1	回
終期を延長する理由	<p>本補助事業の目的は、市民団体が自ら発意・企画し、自主的に取り組む環境保全活動を支援することで、環境の保全及び創造を推進することである。</p> <p>環境活動はビジネスとしての成立が困難であることや各市民団体における広報力には限界があることから、財政面や広報PRなどに関する支援を求める声は多く、当該補助金を団体の活動の経験等に応じたものに見直し、引き続き支援することにより、各市民団体の環境活動の拡がりや自立した取組みを推進するもの。</p> <p>さらに市民団体の環境活動を幅広く支援することにより、多くの市民が行動を起こす機会を増やすことになると考える。</p>				
交付対象経費及び補助金の算定方法等	<p>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】</p> <p>(1)ビギナーコース 補助対象経費の4分の3以内、上限10万円</p> <p>(2)ステップアップコース 補助期間3年目まで：補助対象経費の4分の3以内、上限額50万円 補助期間4年目：補助対象経費の3分の2以内、上限額50万円 補助期間5年目：補助対象経費の2分の1以内、上限額50万円</p> <p>(3)U-30コース 補助対象経費の5分の4以内、上限額：10万円</p> <p><input type="checkbox"/> 定額 <input checked="" type="checkbox"/> 定率 <input type="checkbox"/> その他</p>				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段：交付件数】 【下段：決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	12 件	8 件	16 件	
	4,500 千円	3,670 千円	2,429 千円	3,766 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	<p>「落葉を腐葉土にし、花壇の堆肥として活用する活動」や「博多湾の水中生物を観察し、環境問題について考え、海岸を清掃する活動」、「小学生を対象とした自然観察会」など多数の環境活動を実施。詳細は環境局HPに掲載。</p> <p>HPアドレス <a href="http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/index.html">http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/index.html</a></p>				
補助金交付 による効果	市民団体やNPO法人等が自ら考え、企画し自主的に行う環境活動を支援することにより、多くの市民が行動を起こす機会を創出する。				

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。